

太田市入札心得

平成17年3月28日

1 趣旨

太田市発注の建設工事等に係る一般競争及び指名競争等(以下「競争」という。)の場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)太田市契約規則(平成17年太田市規則第75号)、太田市建設工事請負業者選定要領(平成17年3月28日太田市制定)等別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札等

- (1) 入札参加者は、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、書面により関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札書は、工事ごとに封書に入れ、案件番号、工事名及び工事場所並びに住所・氏名を記載し、公告又は指名通知書に示した日時に提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (5) 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (6) ただし、郵便による入札の場合は、上記(3)、(4)及び(5)を除くものとする。

3 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を提出しなければならない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取

扱いを受けるものではない。

(4) 入札の辞退等により入札者が1業者となったときは、入札の執行を中止する。

4 公正な入札の確保

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格のない者のした入札

イ 太田市において入札参加資格のない者のした入札

ウ 同一事項に対し2以上の入札をした者のした入札

エ 入札に際し不正の行為のあった者のした入札

オ 入札保証金が入札金額の100分の5以上に達しない者の入札

カ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

キ その他入札に関する条件に違反した者の入札

7 落札者の決定

(1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

(2) 落札者を決定したときは、落札者に落札通知書又は口頭をもってその旨を通知する。

8 再度入札

(1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。ただし、最低制限価格が設けられている場合、最低制限価格未満の入札をした者は、その入札の、それ以降の入札には参加できない。

(2) 再度入札において、再度入札前の最低入札価格を上回る価格で入札した者は、失格とする。

(3) 予定価格を事前公表している案件については、再度入札を行わないこととする。

9 同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定

(1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 契約保証金

次の事項に応じた、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、太田市契約規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 金銭的保証では、履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（かし担保特約を付したものに限る。）で、保証契約金は、契約金額の10分の3以上とする。

11 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した額をもって落札価格とすることから、入札者は、同税の納税義務がある事業者であるか否かを問わず見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとする。

12 課税及び免税事業者届書

落札者は、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出しなければならない。ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りでない。

13 契約の締結

落札者は、落札した日から10日以内に契約書及び関係書類を提出しなければならない。この場合において、特別の理由があるときは、その期間の延長をすること

とができるものとする。

14 その他

業務委託においても、この心得を準用するものとする。

附 則

この心得は、平成17年3月28日から施行する。